

## 別表第1

### 殉職者特別賞じゅつ金

(単位：千円)

功 勞 の 程 度 に よ る 補 填 給 付 額	
功 勞 の 程 度	金 額
消防団員及び消防職員が災害に際し、命を受け、特に生命の危機が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行して傷害を受けそのために死亡し、その功勞が特に抜群と認められる者	30,000

(備 考)

- 1 殉職の判定は、消防団員等公務災害補償等共済基金又は地方公務員災害補償基金の裁定に従う。

## 別表第2

### 殉職者賞じゅつ金

(単位：千円)

功 勞 の 程 度 に よ る 補 填 給 付 額	
功 勞 の 程 度	金 額
(1) 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	27,000
(2) 抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	24,700
(3) 特に顕著な功勞があると認められる者	15,000
(4) 多大な功勞があると認められる者	9,000

(備 考)

- 1 殉職の判定については、別表第1の規定を準用する。

別表第3

障害者賞じゅつ金

(単位：千円)

種別	功 勞 の 程 度 及 び 障 害 の 等 級 に よ る 補 填 給 付 額			
	(1) 特に抜群の功 勞があり、他の模 範となると認めら れる者	(2) 抜群の功勞が あり、他の模範と なると認められる 者	(3) 特に顕著な功 勞があると認めら れる者	(4) 多大な功勞が あると認められる 者
1 級	27,000	24,700	15,000	7,600
2 級	23,400	21,700	12,600	6,400
3 級	21,000	19,000	10,600	5,300
4 級	18,500	16,700	9,100	4,400
5 級	15,600	14,300	7,600	3,800
6 級	13,700	12,500	5,900	3,200
7 級	11,900	10,700	5,400	2,800
8 級	10,700	9,000	4,700	2,400
9 級	9,200	8,200	4,100	2,000
10 級	8,200	7,200	3,600	1,800
11 級	7,100	6,100	3,100	1,600
12 級	6,000	5,200	2,600	1,300
13 級	4,900	4,200	2,200	1,100
14 級	3,800	3,400	1,900	1,000

## 別表第4

# 障 害 等 級 表

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）別表第2を準用する。

- 1 この表に定める障害が2以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級の直近上位の障害等級とする。ただし、8級以上に該当する障害が2以上ある場合には2級上位の障害等級、5級以上に該当する障害が2以上ある場合には3級上位の障害等級とする。
- 2 障害等級の決定は、消防団員等公務災害補償等共済基金又は地方公務員災害補償基金の裁定に従う。

## 別表第5

# 傷 害 者 賞 じ ゅ つ 金

傷害の程度（休業日数）	補 填 給 付 額
7日以上の休業した日数	1日につき3,400円、ただし消防団員については87万円を、消防職員については43万5千円を限度とする。

### （備 考）

- 1 傷害の程度は、消防団員等公務災害補償等共済基金又は市町村長の裁定に従う。
- 2 災害防除活動中他動的原因により負傷したものについては100分の100を加算する。
- 3 災害防除活動中過失により負傷したもの及び出動途上において負傷したものについては100分の50を加算する。